

## 検討部会 会議録

会議の名称	第29回 検討部会
開催日時	平成21年1月13日(火) 18時36分から20時40分
開催場所	川口市 職員会館 2階 講座室A
出席者	(部会長) 三宅部会長 (委員) 碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、塀和委員、光田委員、吉澤委員
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 川口市自治基本条例(素案)について</li> <li>・懸案事項について</li> <li>・(仮称) 川口市自治基本条例の手引き(たたき台)について</li> </ul>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 川口市自治基本条例(素案)</li> <li>・(仮称) 川口市自治基本条例の手引き(たたき台)</li> <li>・各部会からの素案に対する意見</li> <li>・パブリック・コメントについて</li> </ul>
発言内容	<p>■素案の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附則中で言及されている、第5条と第7条は、順番が第7条、その次が第5条となっているが、これは順序としては逆のほうがいいのではないか。 →ご指摘はもっともであるため、検討されるべき事項と思われる。(部会長)</li> <li>・ 行政組織の点で、22条と23条が分かれている部分など、条文のタイトルのくくり方が不自然に感じられる部分は何箇所かある。 →法制担当とともに検討したい。(部会長)</li> <li>・ 素案において、議会に関する記述が控えめになっているという指摘がパブリック・コメント等で寄せられているが、その通りだと思う。</li> <li>・ 「なければならない」という表現が大変多いが、どうしても違和感を持つ。「～する」としてもよい部分も多々あるように思う。個別条例に細かな規定を設けるべきで、自治基本条例はもっと精神的な規定を「～する」といった形で表現されるべきだったと感じる。</li> <li>・ 「キューポラのある街」は、映画上の表現で、「キューポラのある街・川口」</li> </ul>

がもともとの表現だったように思う。

- ・ 前文について、川口の産業構造が変化したことは、生活スタイルの変化が原因で、都市化の進展や不況だけが原因だけではないと思う。
- ・ 自治は内在する権利であるため、権利の濫用部分については削除すべきではないか。

→確かにその通りだが、ここでの意図は市民の自覚を促すものとして規定することとした。

- ・ 「利益を尊重しなければならない」の利益が何を指しているかわからない。手引きで説明するか、この表現を使わないことを提案したい。

→条例によって守られるべき利益を指す一般的な言葉だ。(部会長)

- ・ 市民投票について、「特に」という表現が入ることで、条文化の際に、ハードルが高すぎる要件とならないか心配である。「特に重要」は削除してはどうか。少なくとも、19条との表現のバランスからこうした表現となった点が、実際の市民投票条例の検討の際には強調されるべきだと思う。

→市民投票条例を策定する段階で、議論を方向付ける可能性はあるが、この表現があるからただちに発議要件のハードルが高い市民投票条例がつけられるということはないだろう。(部会長)

- ・ 前文については、原案を修正した私案を作成したので、調整部会の正副部会長で検討してほしい。

- ・ いかに市民が市政に関心を持つかが議論の出発点になっていた。前文中にそうした趣旨の記述を設けてはどうか。

#### ■手引き

- ・ 手引き中で、裁判規範などを例示しているが、この部分の解説は一般市民にはわかりづらいと思う。
- ・ 公益通報について、告発した職員だけでなく、告発した市民についても保護がなされることが理解できる内容とするべきだ。

- ・ 18条と17条との比較で17条には「市民の意思」が入っているのはな

ぜか。

→もともと 17 条は存在しなかった条文で、市長の権力の大きさからあえて加えたものであり、そうしたことを踏まえたことからである。

- ・ 自治基本条例が他の条例の上位に位置づくことを、市民がわかりやすく理解できるように、取捨選択して代表的な条例との関係を示してほしい。

- ・ 監査委員は 1 人 1 人に権限があるため、委員会で権限を持つものではないが、説明を読むと、監査委員というのは委員会ではないのか、という誤解を与えかねないと思う。

→各種委員及び委員会という表現とするなど、誤解を招かないようにしたい。

- ・ 伝統文化や町会活動などについて事例を前文で示すことで、より読み手が具体的なイメージをもってもらえるようにしてはどうか。

→条文中に盛り込むと長くなるため、手引きで説明ができないか検討することは可能ではないかと思う。(部会長)

- ・ 手引き全体の表現が難しく、成人しかわからない内容になっていると思う。

→今後も手引きの説明文の表現は見直される予定だ。(部会長)

#### ■運用推進委員会・個別条例の執行期日

- ・ 仮に今年 10 月に運用推進委員会が設置されるとしても、広報・PI について、4 月の自治基本条例の施行から 10 月まで市民参加の上での実施主体がないことになる点は懸念される。

- ・ 代表民主主義ではない委員会である運用推進委員会が、議会に代わってチェック機関となるのは違和感を覚える。

- ・ 運用推進委員会の設置主体は市長になっているので、市長提案として同制度が提案されるだろう。

- ・ 次回は手引きの検討をもう 1 度実施するとともに、運用推進委員会に

	ついても引き続き検討する。(部会長)
次回以降日程	1月22日(木) 18時30分～